

ガス事故報告の運用について（事故の種類と報告規則の該当番号）

報告規則第4条第1項の表	1. 人身事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【死亡】				
1号	ガス工作物(ガス栓を除く)の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	経済産業大臣 監督部長
1号	ガス工作物の操作によるもの	○	○	
2号	工事中のガス工作物の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	
2号	工事中のガス工作物の操作によるもの	○	○	
14号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によるもの	●	●	監督部長
16号	消費機器又はガス栓の使用に伴うもの	●	●	
【負傷、中毒、酸素欠乏症】				
5号	ガス工作物の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	監督部長
5号	ガス工作物の操作によるもの	○	○	
6号	工事中のガス工作物の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	
6号	工事中のガス工作物の操作によるもの	○	○	
14号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によるもの	●	●	
16号	消費機器又はガス栓の使用に伴うもの	●	●	
【負傷】				
15号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	監督部長
18号	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	
報告規則第4条第1項の表	2. 物損事故	報告期限		報告先
【主要なガス工作物の損壊事故】				
9号	最高使用圧力が高圧又は中圧のもの	○	○	監督部長
10号	最高使用圧力が低圧のもの	—	○	
【物損事故】				
15号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	監督部長
17号	消費機器から漏えいしたガスに引火によるもの(消費機器が損傷した事故であって、死亡、負傷の無いもの)	—	●	
18号	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	

報告規則第4条第1項の表	3. 爆発、又は火災事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【爆発又は火災】				
11号	ガス工作物からのガス漏えいによるもの	○	○	監督部長
報告規則第4条第1項の表	4. 供給支障事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【供給支障】				
3号	供給支障戸数 500以上のもの	○	○	経済産業大臣 監督部長
7号	供給支障戸数 30以上500未満のもの	○	○	監督部長
報告規則第4条第1項の表	5. 製造支障事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【製造費支障】				
4号	製造支障時間 24時間以上のもの	○	○	経済産業大臣 監督部長
8号	製造支障時間 10時間以上24時間未満のもの	○	○	監督部長
報告規則第4条第1項の表	6. 地震等の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたる事故(経済産業大臣が指定するもの)	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【自然災害等】				
12号	台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害、火災によるもの(損壊事故、製造支障事故、供給支障事故)	◆	◆	経済産業大臣 監督部長
報告規則第4条第1項の表	7. 交通困難等を招来した事故(ガス工作物の損壊等による)	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【交通困難】				
13号	一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故(ガス工作物の欠陥、損壊、破壊によるもの又はガス工作物を操作することによるもの)	—	○	監督部長

速報	○事故が発生した時から24時間以内可能な限り速やかに
	●事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに
	◆経済産業大臣が指定する期限
詳報	○事故が発生した日から起算して30日以内
	●事故の発生を知った日から起算して30日以内
	◆経済産業大臣が指定する期限

事故報告の運用(H29.3.31付け20170329商局第1号)抜粋

1. 人身事故

- ・自殺に伴う事故、故意に引き起こされた事故及びいたずらが原因である事故は、ガス事故には該当しない
- ・死亡とは、事故発生から5日(120時間以内に死亡したもの)
- ・負傷、中毒又は酸素欠乏症は、医師の診断により加療を要するもの

2. 物損事故

(主要なガス工作物の損壊)
ガス工作物の損壊又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能回復のための措置を要する場合、又は機能が低下
※高圧、低圧の主要な工作物の詳細は運用通達に記載

(消費機器)
ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(家庭用こんろ、風呂釜、瞬間湯沸器、ガストーブなど)及びそれらの附属装置(ゴム管、強化ガスホース、金属可とう管など)をいう。なお、消費機器の使用において、当該機器の加熱・故障(ガスの漏えいを伴わないものに限る。)による火災及び当該機器の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災に起因する事故は除く。

3. 爆発、又は火災事故

(爆発又は火災)
漏えいしたガスが引火爆発し、又はそのガスの発火原因により、建造物、車両、その他の工作部を損壊させたもの又は火災を起こしたもの

4. 供給支障事故

以下の場合には供給支障事故として扱わない。
①導管取替工事など計画的に供給を停止した場合
②マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合(圧力低下遮断を除く。)
③予防保全を目的にガスの供給を停止した場合
④火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合
⑤感震自動遮断装置が適正に作動し供給を停止した場合
⑥緊急ガス遮断装置(ガス需要家又は建物所有者の資産に限る。)の操作権限を有する建物管理者等が当該装置を誤操作してガスの供給を停止した場合

5. 製造支障事故

以下の場合には製造支障事故として扱わない。
①ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
②ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合

7. 交通困難等を招来した事故

(交通の困難)
ガスによる火災の発生を防止するため道路等の通行規制が実施された結果、交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は付近住民の往来困難等を招来したもの